

学研高山地区第2工区事業推進会議開催要綱

(目的)

第1条 学研高山地区第2工区の事業推進にあたり、「学研高山地区第2工区マスタープラン（令和4年6月）」(以下、「第2工区マスタープラン」という)を基本に、個別地区ごとの円滑な事業化、当地区全体の事業推進に加え、今後の第2工区マスタープランの改定などについて意見又は助言等を求めるため、「学研高山地区第2工区事業推進会議」(以下、「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2工区の各個別地区の事業内容に関する事
- (2) 第2工区の各個別地区間の事業の整合性に関する事
- (3) 第2工区マスタープランの改定に関する事
- (4) その他第2工区のまちづくりに関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準(平成24年10月9日)第2条第1項第2号に該当する場合には、非公開とする。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、2年間を目途とする。ただし、必要に応じ延長できるものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、拠点形成課学研推進室において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。